

# 【住宅市街地総合整備事業(補助率1/2):国土交通省】

# 神奈川県横浜市

密集住宅市街地の防災性の向上と住環境の改善を図るため、住民・行政等が連携してまちづくりに取り組み、実践していく中で、住宅市街地総合整備事業を活用し、災害時の避難経路として学校周辺道路の拡幅、隅切りを行った。

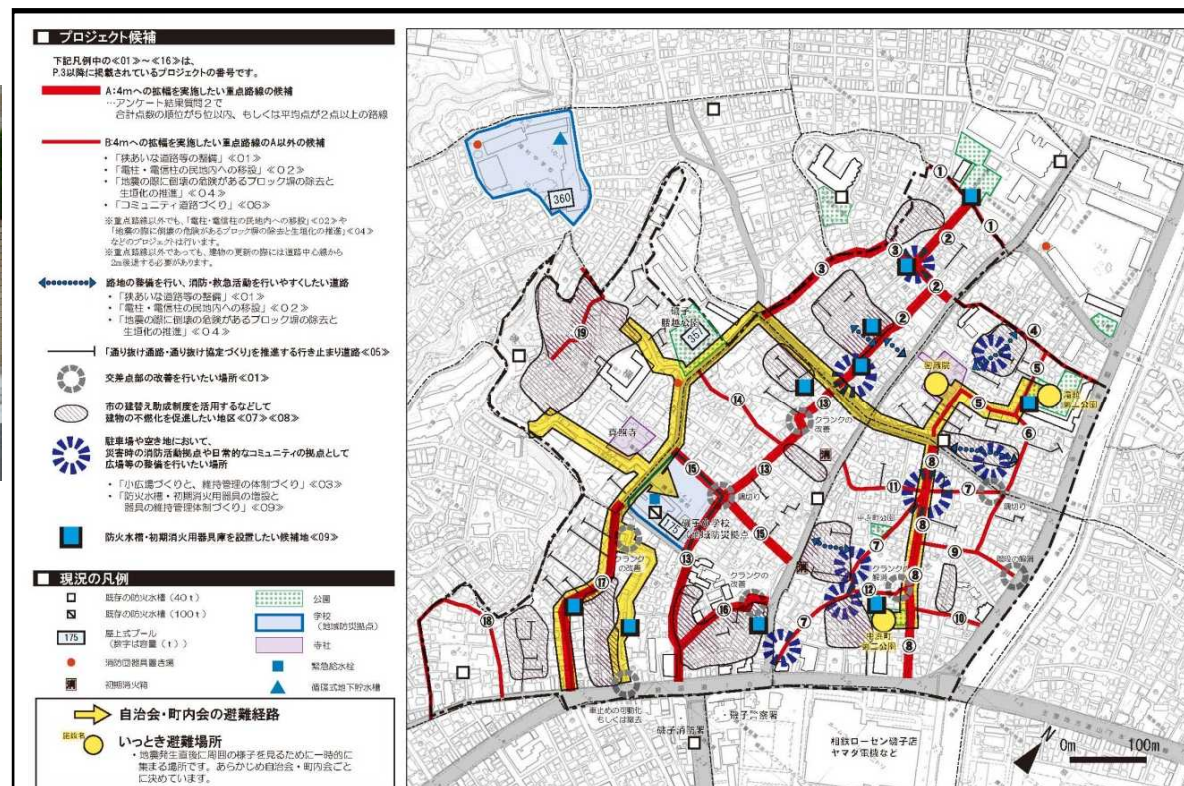


災害時の避難経路として小学校の周辺道路の拡幅・隅切りを実施

## 検討・整備に要した期間と事業費

期間:平成20年12月～平成21年3月

事業費:46,620千円の一部



## ○整備の背景

平成15年度から、防災上課題のある密集住宅市街地(23地域660ha)において、「いえ・みち まち改善事業」を進めている。このうち、「磯子・滝頭地区」(38.9ha)では、平成19年に、地域住民により「防災まちづくり計画」が策定された。この計画では、災害時の避難経路などを「重点路線」とし、拡幅や隅切りなどの整備を進めている。

## ○整備による効果

災害時の地域防災拠点となる磯子小学校への避難経路の安全性が向上した。また、他の「重点路線」の拡幅整備につながるきっかけとなった。

## ○課題

「重点路線」の拡幅整備に当たっては、沿道地権者との円滑な合意形成が必要である。

## ○特に留意した点

拡幅整備にあわせて、できる限り電柱移設を進めることで、緊急車両等の通行の障害となる箇所を減少させるようにした。

## 住宅・建築物安全ストック形成事業

担当	国土交通省 市街地建築課 市街地住宅整備室 (Tel 03-5253-8517)
内容	<p>○住宅・建築物耐震改修等事業</p> <p>①避難所等の耐震改修に関する事業 小・中学校や公民館など災害時に避難所等として使用されるもののうち、地域防災計画に位置付けられている等の建築物が対象</p> <p>②避難所等以外の耐震改修に関する事業</p>
補助率	<p>(1) 補助率</p> <p>①地方公共団体が実施する場合：国 1 / 3 地方公共団体以外が実施する場合：国 1 / 3、地方 1 / 3</p> <p>②地方公共団体が実施する場合：国 1 1. 5 % 地方公共団体以外が実施する場合：国 1 1. 5 %、地方 1 1. 5 %</p>
対象	地方公共団体等
備考	平成 25 年通常国会にて「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が一部改正された。これに伴い、耐震診断の義務付け対象となる小・中学校等に対しては、耐震対策緊急促進事業を併せて活用することにより、地方公共団体以外が実施する場合、国の補助率がかさ上げされる等の措置が講じられる。

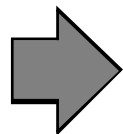


## 【住宅・建築物安全ストック形成事業(補助率11.5%):国土交通省】

新潟県

平成19年3月に「新潟県耐震改修促進計画」を策定したことから、平成27年度末における県内公共施設の耐震化目標を達成するため、事業を活用し県立高等学校の早急な耐震化を図っている。

### ■活用例：新潟県立安塚高等学校 管理普通教室棟 大規模・耐震改修工事



#### ○整備の背景

本県は、近年発生した数回の大規模地震により建物被害を多数受けたことから、生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、早急な耐震化促進を図っている。

#### ○整備による効果

学校生活における生徒への安心感だけでなく、大規模地震時に地域の避難所としても活用することで、地域住民にも安心感を与えることができている。

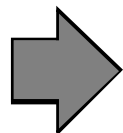
#### ○課題

補助率が耐震改修工事費の約11.5%（避難所指定の場合は、約33%）のため、地方負担が大きく予算確保が必要である。

#### ○特に留意した点

授業や学校行事に支障がでないよう、夏休みを活用して工事を行う必要があることから、工程調整を入念に行った。

また、鉄骨ブレースを県内業者から調達することで、地域経済にも貢献している。



#### 検討・整備に要した期間と事業費(上記の県立安塚高等学校の場合)

期間:平成19年8月～平成21年9月

事業費:267,000千円

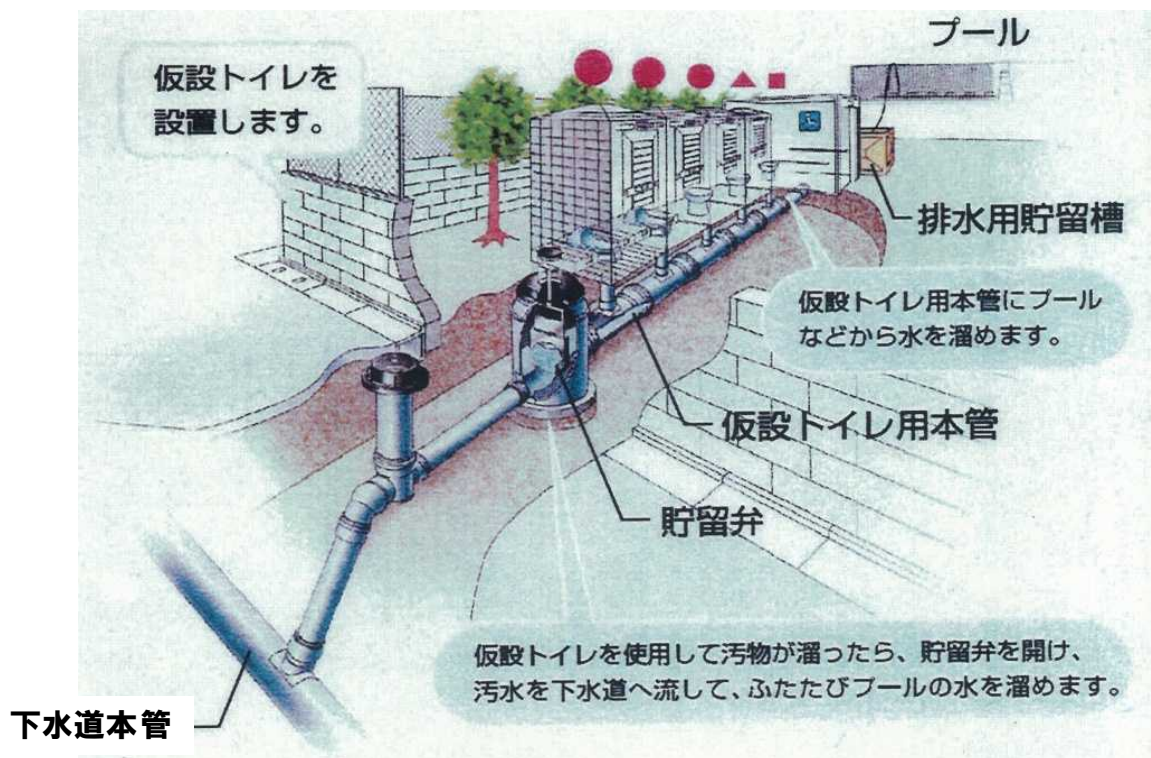
【参考】新潟県の県立学校における当該事業活用実績(平成18年～平成22年)

- ・耐震診断:135件
- ・耐震補強設計:78件
- ・耐震改修工事:43件

※平成25年度当初予算に係る公立高等学校の耐震化については、消防庁事業の緊急防災・減災事業債や防災対策事業債の活用も可能(参考資料参照)。

下水道総合地震対策事業	
担当	各地方整備局等
内容	災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置づけられた施設に整備するマンホールトイレシステム
補助率	1 / 2等
対象	地方公共団体
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「マンホールシステム」：マンホール蓋から下水本管への接続部分及び貯水槽等マンホールトイレを利用するために必要な施設</li> <li>・敷地面積 1ha 以上の防災拠点又は避難地について、マンホールを含む下部構造物が補助対象となる。（便器及び仕切り施設（テント等）は除く。）</li> </ul>

地域防災計画に位置づけられた施設へのマンホールトイレシステムの整備の一環として、避難所となる学校等にも、マンホールトイレを整備した。



### 検討・整備に要した期間と事業費

期間:1箇所(5基)当たり2か月

事業費:1箇所(5基)当たり1,600千円

(下水道本管への配管、貯留弁、トイレ上屋器具類の工事費。土工事を除く。)

### ○整備の背景

神戸市地域防災計画に基づき、平成9年度から平成18年度において、60箇所300基の整備計画を作成した。

### ○整備による効果

阪神淡路大震災で露見した以下の問題点に対応できた。

- ・道路交通寸断により、バキューム車による収集が困難。
- ・くみ取り式仮設トイレに必要なバキューム車が年々減少。
- ・くみ取り式仮設トイレが女性から敬遠された。

学校の防災訓練の一項目として活用している。

### ○課題

- ・市民への広報活動が必要である。
- ・貯留弁の操作方法についての周知が必要である。

### ○特に留意した点

1か所当たり5基設置し、そのうち4基を洋式、1基を多機能トイレとしている。

## 漁港防災対策支援事業

担当	水産庁 防災漁村課環境整備班 (Tel 03-6744-2392)
内容	<p>原則として漁港漁場整備法に基づき指定された漁港の区域内及びその背後集落等において行われる取組に対する支援事業</p> <p>○施設整備事業 津波漂流防止施設、避難施設（避難階段、避難路等）、異常気象情報観測施設、異常気象監視施設、防災情報伝達施設、災害時援助施設（避難所、緊急物資保管庫等）、緊急時物資等輸送施設、非常用電源施設</p> <p>○防災対策推進事業 津波・高潮ハザードマップ、避難マニュアル及び避難・災害シミュレーション等の見直し・策定に係る経費や既存の共同利用施設の耐震診断に係る経費等</p>
補助率	1 / 2等
対象	都道府県、市町村、水産業協同組合
備考	地域防災計画と連携する取組の場合に支援

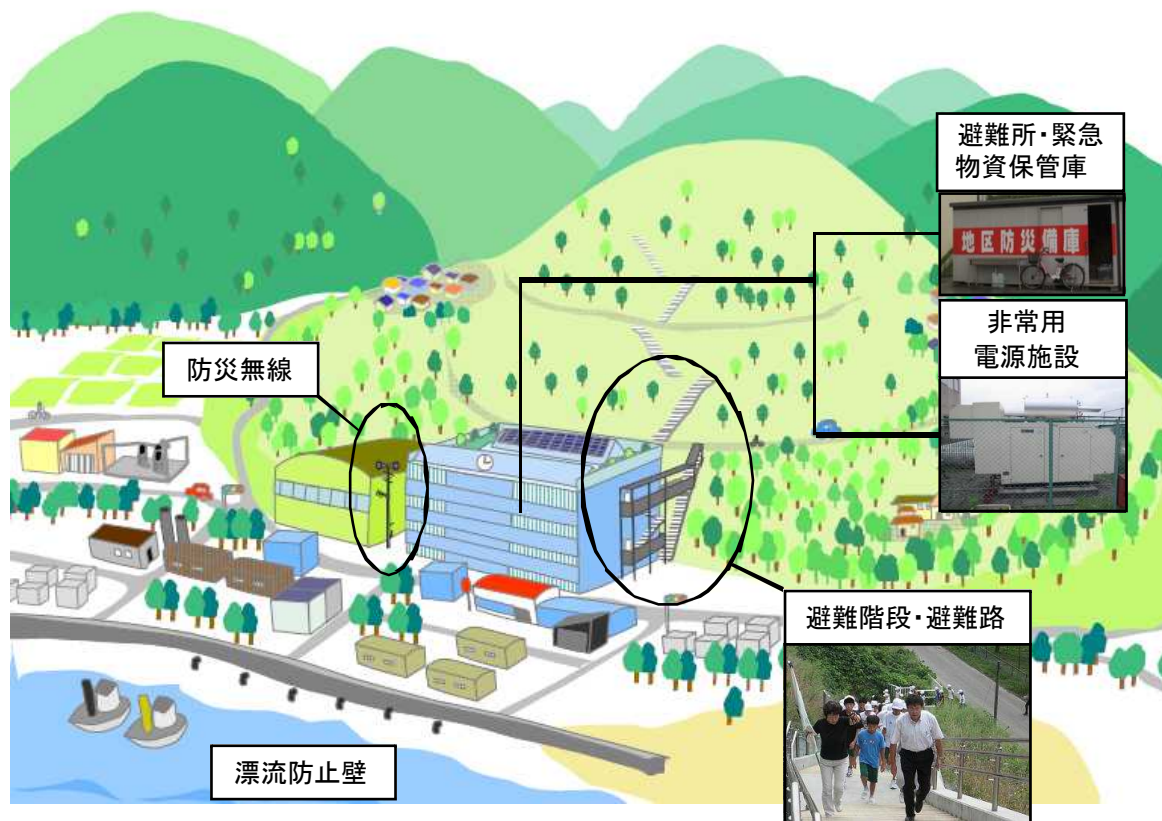


## 【漁港防災対策支援事業(補助率1/2等):水産庁】

## 活用案

漁港や漁村における、避難路、緊急物資保管庫の整備、非常用電源・防災無線の設置など、地震や津波による災害の未然防止、被害の拡大防止及び被災時の応急対策に資する各種取組を支援するための事業。

### ○学校施設への活用例(イメージ図)



補助下限額(事業費)  
(下限額:5,000千円)

### ○事業の概要

漁港や漁村における各自治体が定める地域防災計画に基づく取組であって、対象地区となる漁港の区域内又はその背後の漁業集落等において実施される場合に支援の対象となる。

#### 【支援の対象者】

- ・地区内において水産業の事業活動に従事する者
- ・地区内に居住する者
- ・地区内への来訪者

### ○補助対象の例

- ・避難施設(避難階段、手すり、避難路等)
- ・災害時援助施設(安全が確保された避難所、緊急物資保管庫等)
- ・防災情報伝達施設(防災無線等)
- ・非常用電源施設
- ・津波漂流防止施設(漁船の漂流による被害を防ぐ防止壁)

### ○学校施設に関連した活用例(案)

- ・学校のある集落から高台に至るまでの避難路の整備
- ・避難所となっている学校敷地への地域住民用の備蓄倉庫、非常用電源の整備
- ・地域住民と学校とによる合同避難訓練の実施

## 【参考】複数の防災機能を整備した施設の例

埼玉県

阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年度から平成11年度の間、県立高校38校を防災拠点校と位置づけ、自家発電設備、太陽光発電設備、蓄電池、備蓄倉庫、太陽熱利用設備、緊急遮断弁付き受水槽、汚水貯留槽などを整備した。施設の整備には、緊急防災基盤整備事業債を活用した。



自家発電設備(150kVA)、500Lの燃料小出槽、5,000Lの地下タンク貯蔵所により、48時間分の電源を確保。



屋上の太陽光発電設備(発電容量30kW)。建物の内外に発電量パネルを掲示。



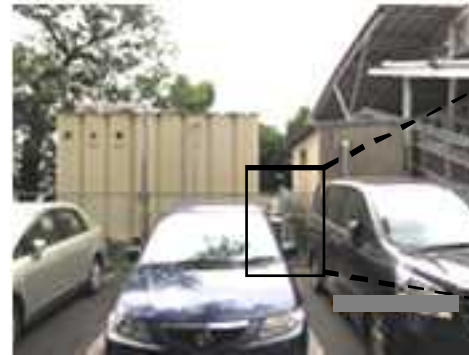
蓄電池設備(1,000Ah)により、48時間分の電源を確保。(一部の学校に設置)



備蓄倉庫(部室の整備に併せて設置した例)



屋上の太陽熱集熱パネル。建物の1階に蓄熱タンク(2,000L)・貯湯槽(4,000L)を配置。



緊急遮断弁を設置した受水槽。  
災害時に弁が閉まり、配水管断裂による建物内の漏水を防ぐ。



汚水貯留槽(赤線部に埋設)。地震で下水管が断裂した際、一時的に汚水をためることができる。

### ○その他の設備

これらのほか、雨水貯留槽や耐震性貯水槽、耐震プール、トイレ、シャワー、グラウンド照明が整備されている。

### ○課題

設置後のメンテナンス費用、機器の更新費用は全て設置者の負担となるため、日常的な有効利用や適切な規模設定など、入念な計画を行うことが必要である。

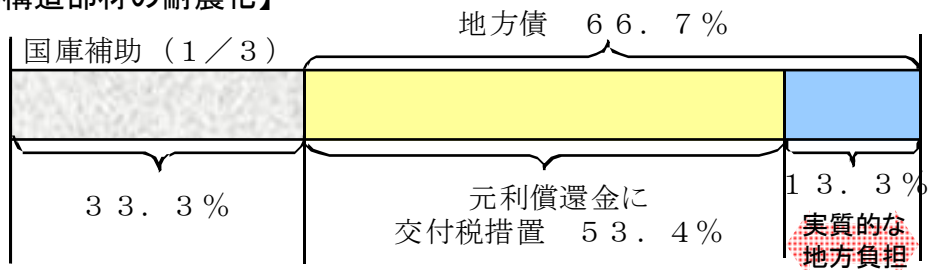


# 【参考資料】

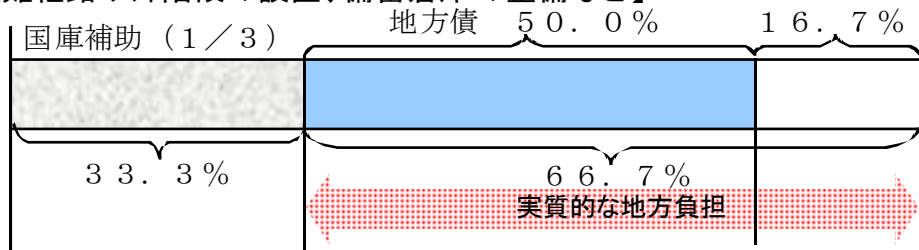
○平成25年度当初予算に係る地方財政措置について

## 防災機能強化(交付金算定割合1/3)

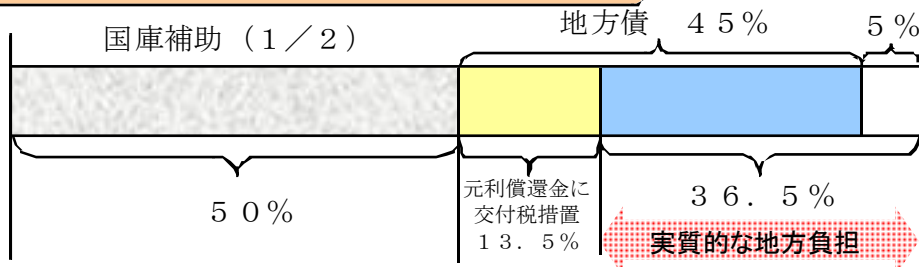
【非構造部材の耐震化】



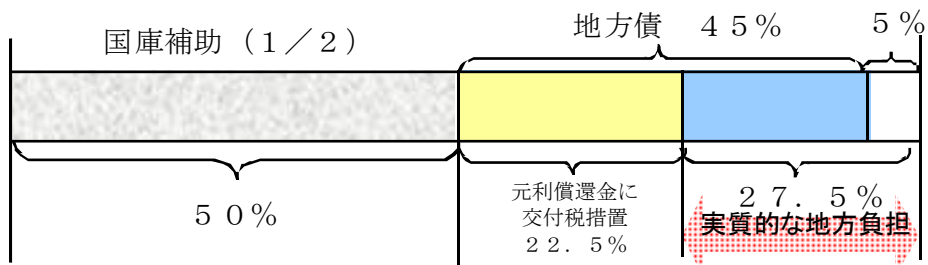
【避難経路や外階段の設置、備蓄倉庫の整備など】



## 太陽光発電等導入(交付金算定割合1/2)



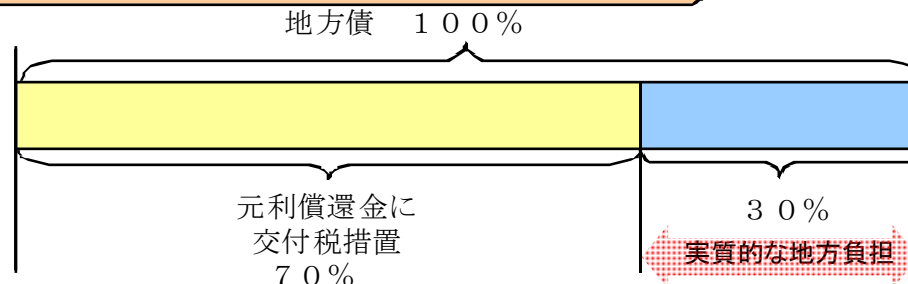
## 浄水型プールの新改築(地震特措法に係るもの)(交付金算定割合1/2)



○平成25年度当初予算に係る公立高等学校の耐震化事業に対する地方財政措置(イメージ)

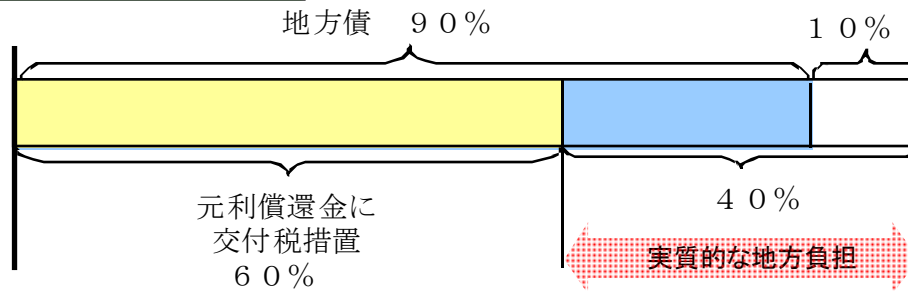
- ※ 耐震補強及び天井の脱落対策が対象
- ※ 避難所に指定されていることが要件

## 緊急防災・減災事業債を活用した場合



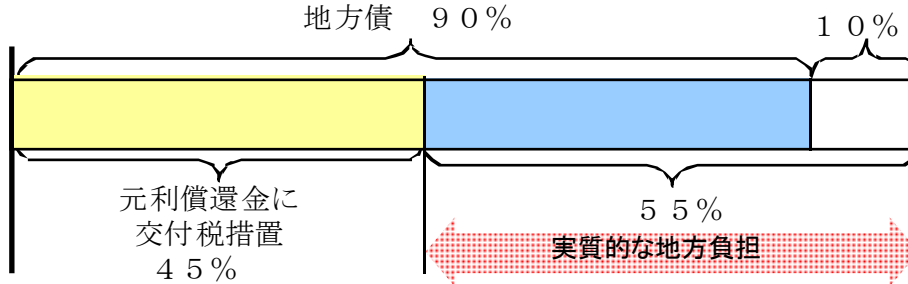
## 防災対策事業債を活用した場合

Is値0.3未満



※地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業5箇年計画に定められた施設の場合

Is値0.3以上

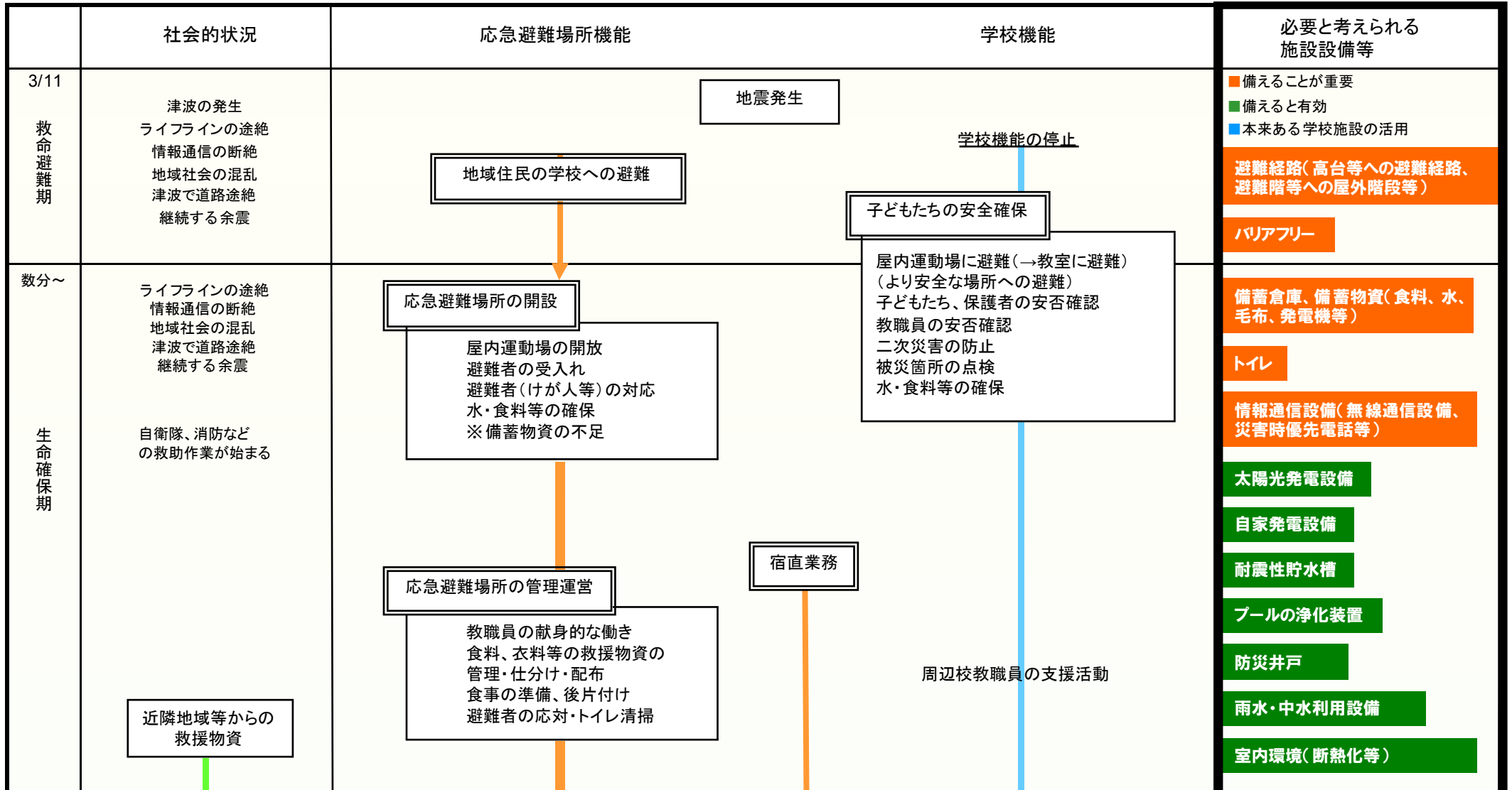


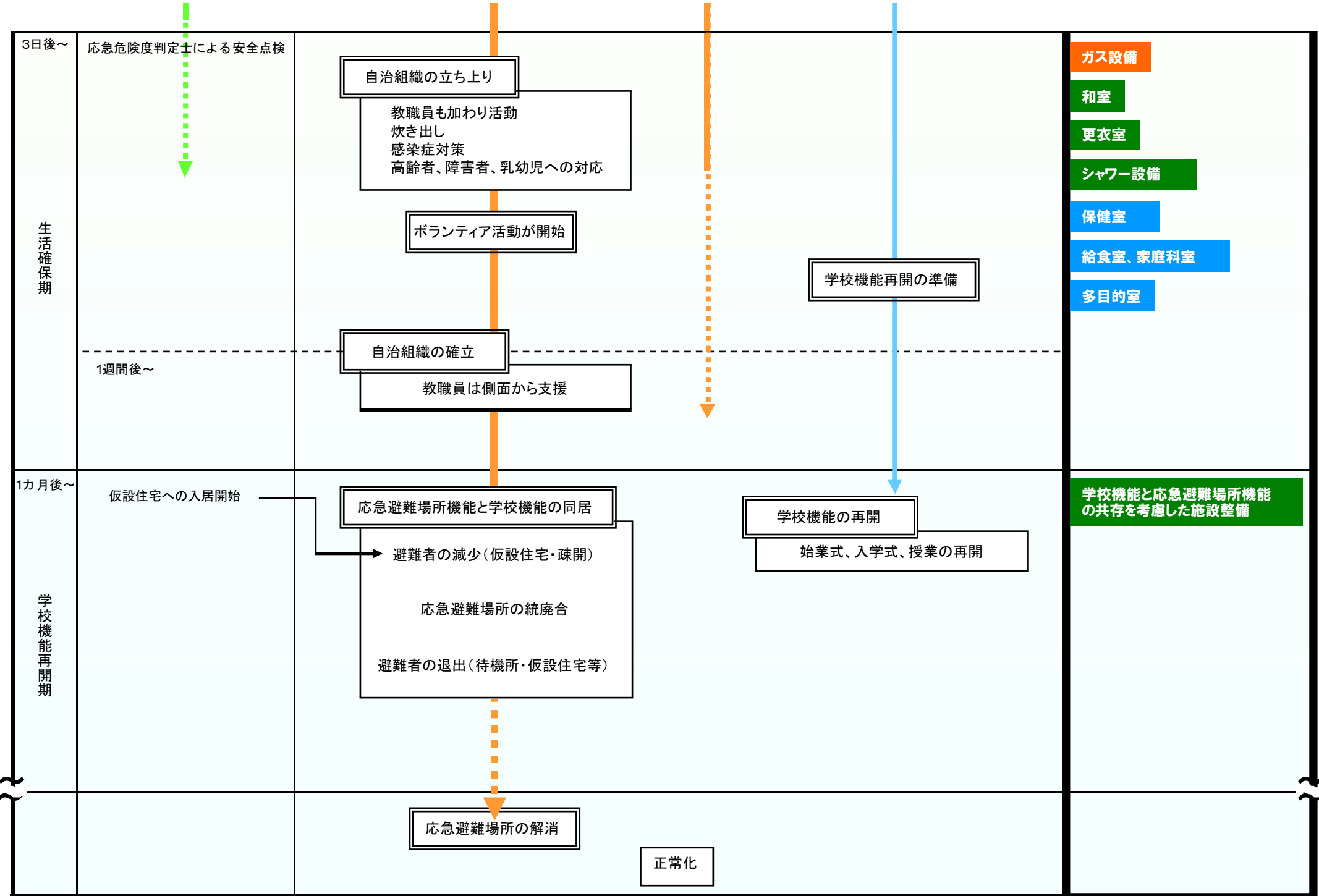
# 【参考資料】

※「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設整備について」緊急提言  
(平成23年7月 東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会)

より抜粋

## 学校機能再開までのプロセス(一例)を踏まえ、必要と考えられる施設設備等









**本事例集に関するお問合せ先**

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課  
〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号  
電話:03-5253-4111(代表)